

資料

10か国グループの大臣声明および その代理者によって作成された付録

——国際通貨制度の機能の展望と将来における

国際流動性の需要の見通しについての検討——

1964年8月10日

フランス蔵相パレリー・ジスカール・デスタン氏は、一般借入取決めに参加している10か国グループの大臣および総裁会議の議長の資格で、本日以下の声明を発表した。本声明には10か国グループの大臣・総裁の代理によって作成された付録が付されている。

10か国グループ大臣声明

1964年8月1日

1. 一般借入取決め (the General Arrangements to Borrow) に参加している10か国の大臣・総裁は、過去1年間、国際決済制度が安定しかつ適切な機能を果たすことを期するために各国が受諾している義務の広範な意味について、長期的観点から検討を進めてきた。大臣・総裁は、国際通貨制度の機能および将来生じうる流動性需要について検討した。所要の研究は大臣・総裁の代理者(以下日本語訳において代理という)のグループに委任され、IMFとの協力の下に、IMF、OECDおよびBISのスタッフの代表ならびにスイス国民銀行のオブザーバーの参加を得て行なわれた。大臣・総裁の結論と決定は、これらの研究の助けによるところが大きく、その研究の成果は本声明の付録中に述べられている。

2. 国際通貨制度の機能を検討した結果、大臣・総裁が確信をあらたにしたのは、現行制度のような、固定為替相場制と現行金価格とを基礎とする体制が、将来築き上げられるべき制度の立派な基盤となりうるということである。大臣・総裁はさらに、通貨当局間のますます緊密化しつつある協力関係が、国際通貨制度をささえる不可欠の

要素であるという点についても意見の一致をみた。流動性に関しては、大臣・総裁は、国際通貨制度を全体としてみた場合、金および準備通貨の供給は現在のところ全く十分であり、近い将来においても同様であろうということについて合意に達した。これらの準備は広範な信用供与手段 (credit facilities) によって補足されている。世界の貿易および支払が絶えず増加する結果、さらに大きな国際流動性が必要になるものと予想される。この流動性需要に対しては信用供与手段の拡大によって応ずることができるが、より長期的には、あるいはなんらかの新しい形の準備資産が必要になるかもしれない。

3. 国際通貨制度が円滑に機能を発揮するか否かは、大規模かつ持続的な国際的不均衡を回避しうるかどうか、また不均衡を生じたときに各国政府が適切な政策を効果的に行き届けるかどうかにかかっている。したがって、大臣・総裁は、かかる目的を各国の基本的な国内目的の追求と両立させつつ達成するのにもっとも適した方法・手段について、徹底的な研究を始めることを決定した。この分野においてはOECD第3作業部会がすでに経験を積んでいるので、同作業部会に対しこの研究を担当するよう要請している。

4. 国際通貨制度の進歩およびこれを強化するうえで重要な意味をもつ発展は、とくに投機的な

動きや突発的な圧力に対処するための広範な双務的および多角的信用供与手段が出現したことである。それと同時に、国際収支の赤字および黒字がどのようにファイナンスされるかは直接の関係国以外の国にも関連があるという事実についても認識が高まっている。したがって大臣・総裁は、国際収支の不均衡をファイナンスする方法についての「多角的サーベイランス」(multilateral surveillance)に、現在かかる問題に関与している国際諸機関を通じて参加することが有益であるという合意に達した。かかる目的のため、大臣・総裁は、各国が取決めを結び、これによって、多角的サーベイランス参加国の通貨当局が、重要な動きに関する包括的かつ最新の展望を与えられ、かつ、国際金融の領域における参加国間の政策協力を強化するためのよりよい基礎を提供されるようにするのがよいということをも認めた。これにより参加国は、国際収支の黒字または赤字をファイナンスする手段が過剰あるいは過小になることを回避するとともに、一般的な経済の見通しに従い、それぞれの国に適した措置について討議することができるとなる。10ヵ国グループの大臣・総裁は、この分野における現状を検討するために、時に応じ会合することとなる。

5. さらに将来のことを考えると、金および外貨準備の供給が世界経済の準備所要総量からみて不十分となる可能性がある。そこで大臣・総裁は、この問題のいかなる面についても予断を下すことなく、代理会議の行なった取決めに承認することとした。この取決めに研究グループを設けて、これにIMFを通じあるいはその他の手段によって準備資産を創出することに関する諸提案を検討させるというものである。

6. 最後に、大臣・総裁は、国際信用取決めが十分であるかどうかについて意見を交換した。IMFは多額の信用供与源をもちまた加盟国の義務に関する基本規定(a code of obligations)を備えており、中心的地位を占めている。IMFの資金追加に関する決定はIMF当局自身の権限と責任

において行なわれるものであることを認識したうえで、大臣・総裁は、IMFの能力を拡充するため、1965年中に行なわれる5年目ごとのIMF割当額の再検討にあたっては、加盟国割当額の適度の(moderate)一般的増額を支持することについて合意した。これとともに、大臣・総裁は、明らかに釣合いを失っている個々の割当額の相対的調整を支持するであろう。このほか、代理会議に対して、一般借入取決めの更新に関する問題を研究し1965年9月より前に大臣・総裁あてに勧告を行なうよう指示した。

7. 大臣・総裁は、過去1年にわたって行なわれた国際通貨制度の再検討が、各国のさまざまな見解の根底にある基本的な考えを明らかにするのに役立ち、またこの再検討によって共通の利害がいっそう完全に認識されるようになったものと信ずる。大臣・総裁は、現在までに達成された協調の精神と実践が、世界全体の流動性需要に応じるために全く十分でしかも過剰ではない資金が利用可能になるとうの確信を裏づけているものと信ずる。大臣・総裁の代表する国々が予期せぬ事態やより長期的な流動性需要にいつでもこのように共同して対処する準備があるという事実は、国際通貨制度がもつ能力を強化し、もって成長、雇用および物価安定という全人類共通の諸目的達成を助けるであろう。

代理により作成された付録

1964年6月15・16日のパリにおける大臣・総裁会議に対し代理による研究の結果が報告されたが、以下は同研究の主要な結果をまとめたものである。

目次

序論	1~4
第1章 国際均衡および収支調整過程 の重要性	5~10
第2章 現行制度の機能	11~22

第3章 現行制度の評価および	
将来の発展方向……………	23～29
第4章 結論および勧告……………	30～55
A 金の通貨の使用……………	31～34
B 双務的信用および流動性創出に ついで多角的サーベイランス……………	35～37
C 準備資産拡大の必要性……………	38～42
D 国際短期信用……………	43～46
E 通貨の目的のための長期貸付……………	47～48
F 国際通貨基金(IMF)……………	49～55

序 論

1. われわれ代理のグループは、以下のような大臣・総裁の1963年10月2日付コミュニケに基づき設置された。

「より長期的見通しを検討するにあたり、大臣・総裁は、固定為替相場と現行金価格とを基礎とする現行通貨制度の基本構造が、現在および将来の取決めの基礎となる価値をもっていることが明らかとなったという点で意見の一致をみた。しかし同時に、国際通貨制度の機能の展望および将来の流動性需要見込みについて全面的な検討を行なうことが有益であると考えた。この検討を行なうにあたっては、各国が第2節に述べられている諸目的の効果的達成を意図する経済政策をとった場合に、対外準備およびこれを補完する信用に対する需要が将来どの程度の大きさになり、またいかなる性格をもつことになるかという点にとくに重点をおかなければならない。また、この研究においては、かかる需要を満たすための諸方策についても評価を行なうべきである」。

同コミュニケの第2節に述べられた諸目的とは以下のようなものである。

「大臣・総裁は、適度の経済成長と物価安定のもとで高水準の経済活動を維持しつつ、かかる国際均衡を達成するという目的を再確認した」。

われわれはまた、同コミュニケ中の以下の部分もわれわれの研究に関連があるものと考えた。

「大臣・総裁は、IMF資金および双務的信用供与網によって補完されている現在の各加盟国の対外準備が、現状においては国際決済制度の安定に対して起こりうる脅威に十分対処しうるであろうということを認めた。」

「大臣は、IMFの『一般借入取決め』を再検討し、これらの資金が迅速果断な措置のために利用しうるものであることを再確認した」。

「大臣・総裁は、国際通貨制度に関するかかる検討が、国際通貨制度が引き続き有効に機能するために不可欠な基盤である国際金融協力をいっそう強化することになるものと確信する」。われわれに対する指示は次のようなものであった。

「代理の研究の結果得られた具体的提言は、すべて大臣・総裁に提出され、その検討に委ねられよう」。

2. 上記の指示に従いこの1年間累次にわたる会議を開催し、IMF、OECD、BISとも密接な関係を保ってきた。これら国際機関のスタッフはわれわれの討議に参加し、グループの作業に貴重な貢献を行なった。さらにスイス国民銀行の代表も、一般借入取決めに対するスイスの協力に関する国内立法措置が完了した後、大臣・総裁が決定したところにしたがって討議に参加し裨益するところがあった。

3. 現行国際通貨制度の改革を目ざして近年提出された主要な提案——往年の金本位制への復帰を論ずるものから超国家的権限をもつ国際的中央銀行の設立案に至るまで——について検討を行なった。その結果、国際決済およびその取決めをとりまく一般的な政治、経済、社会的環境と完全に両立するような形で諸要請を満たすと思われるような案は一つもなかったが、これら種々の考え方の基礎にある分析のなかに、われわれの討議および検討にあたって有益かつ示唆にとむ多くのものを見いだした。

4. 本報告は、国際通貨制度がそのもとで機能しなければならぬ広範な経済的金融的構造を検

討した後、戦後の世界において進歩してきた国際通貨制度の主要な側面を概観し、ついで現行制度の評価を行ない、その将来の発展方向を探り、最後にわれわれの主要な結論と勧告とを示し、その説明を行なおうとするものである。

第1章 国際均衡および収支調整過程の重要性

5. 国際通貨制度が円滑に機能するかどうかは、大規模かつ継続的な収支不均衡を回避しうるかかどうか、また不均衡が起こった場合に各国政府が適切な是正策を効果的にとりうるかどうかにかかっている。不均衡の調整過程 (process of adjustment) と国際流動性需要とは密接に関連している。もし流動性が十分でないと、各国は秩序ある調整を行なうだけの時間的余裕をもちえず、国内経済面のみならず国際経済関係においても攪乱的影響を及ぼすような措置をとらざるを得なくなる可能性がある。逆に、もし流動性が過剰であれば、調整メカニズムの働きが遅すぎ均衡回復に必要な措置をとるのが遅れて、結局は国外のみならず国内にも悪影響を及ぼすことになるであろう。かかる密接な相互依存関係にかんがみ、われわれは国際通貨制度そのものについての検討にはいる前に、まず、国際収支の均衡を維持しかつ不均衡が起こった場合にこれを是正する過程と処置 (processes and procedures) について研究することが適当であると考えた。

6. 自由社会における経済政策の目的は広範でありまた複雑である。それは、健全かつ持続的な経済成長、完全かつ効率的な雇用、さらには社会開発、国防政策、対外援助の分野における目的なども包含している。しかしこれら諸目的を引き続き成功裡に達成するためには、妥当な物価安定および総合国際収支の均衡が必要である。しかるに各国の総合収支は時として継続的赤字あるいは黒字の傾向に陥り、これに対処するため次のような経済政策手段を適宜組み合わせる利用することが必要となるであろう。

- 予算および財政政策、
- 所得政策、
- 金融政策、
- その他国際資本取引に関する措置 (たとえば資本移動に影響を与えるための措置、政府間債務の期限前償還など)、
- 通商政策 (たとえば一時的な一方的関税引下げおよびこれに類似の措置)、
- 経済の特定部門を対象とする選択的政策 (たとえば住宅または割賦信用、および国際収支に影響を及ぼす政府取引など)。

7. 上記の手段をとるにあたっては、国際貿易面での義務、および安定為替平価維持というIMFに対する義務——平価は基礎的不均衡が存在する場合でなければ変更しえない——を十分考慮しなければならない。各国政府は国内目的、対外目的のいずれにも適する多様な政策手段の組合せ (a "mix" of policies) を見いだし、これを実施しなければならない。政府がその職務遂行に必要な各種政策手段を十分に整備しておくとともに、これら手段の適用が遅ればいかに危険であるかを認識し、国内目的を無視することなく対外均衡の維持についても適切な重点をおくことは、各国政府の責任である。かくて各国政府はそれぞれ、自国の社会的重要な問題、制度的慣行および一般経済成長を、対外均衡維持という不断の要請と調和させるように努めなければならない。また各国政府は共同して、各国の措置が他国に及ぼす影響を及ぼすかまたは対外収支改善のための新たな基準および新たな協議と協力が必要かどうかを検討しなければならない。

8. 国際貿易および決済の円滑化が共通の利益であるという認識が高まるにつれて、すでに金融および貿易面の国際協議の慣行が大いに促進されてきている。その協議も、当初は、主として特定の義務の履行あるいはその一時的停止といったことについて行なわれる傾向にあったが、最近では各国当局の調整措置ができるだけ他国の利害をも十分考慮した上で採用されるようにするため、い

っそう幅広い協力を行なうという方向へ発展している。

9. しかし不均衡を回避し、また不均衡が生じた場合にできるだけ早急かつ円滑にこれを是正するための最善の方策手段については、なお明らかにしなければならない点が多い。この問題は国際通貨制度の機能および流動性需要と密接に関連するので、われわれは大臣・総裁の検討と承認とを条件として、すでにこの分野で経験を積んでいるOECD第3作業部会に、いかにすれば参加国が個々にであれ共同してであれ、その基本的な国内目的と相容れるかたちで、将来いっそう収支均衡を維持しまた収支不均衡をより迅速かつ効果的に調整しうるか、という問題についての研究を委嘱することを提案した。

10. 第3作業部会は、とくに対内目的と対外目的とが対立する可能性がある場合この両目的を達成するために、黒字国および赤字国が金融政策と並んでいかなる財政、貿易、所得政策などを用いるべきかについて研究するほか、国内流動性と国際収支の相互関係についても研究するであろう。そこでは、金融政策およびそれに関連した政策が国際収支均衡に与える効果に関して、各国の仕振りを評価しうるような基準を作りうるかどうかという問題も検討されよう。さらに種々の形態の流動性と調整過程との関係、交換性体制下の調整過程における資本移動および資本市場の役割、および継続的な国際的協議・協力方法の改善についても検討が行なわれるであろう。

第2章 現行制度の機能

11. 国際通貨制度は新旧両要素をあわせもちながら現在発展しており、将来も疑いなく発展を続けるであろう。そこで、ここでは現行制度の機能のすべてにわたって要約を試みるというよりも、われわれに委託された問題に最も関連があることが明らかになった点を中心に述べることにする。

12. 金は依然として現行制度における基礎的な準備資産(basic reserve asset)であり、また平価

の共通尺度である。しかし他の資産もこれに加えられるてきた。すなわち通貨当局の外国為替市場介入資金として、準備保有の一形態として、またとみに拡大してきた国際的信用の分野において、外貨(とくにドル)が大いに用いられている。

13. この外貨という要素は決して意識的計画によって増大せしめられたものでなく、当初は個々の貿易業者や銀行の、そしてやがては中央銀行や各国通貨当局の自然発生的な慣行のなかから、次第に生じてきたものである。かつての金本位制の下においては、為替平価を維持するということは、中央銀行が市場において貿易業者のイニシアティブに応じて受動的に金の売買を行なうことにほかならなかった。しかしそのような金本位制の下においても、中央銀行は時には為替相場が金現送点にまで行かないようにするため外貨の売買を行っていたのである。現在では為替市場への当局の介入は、為替市場を一定の平価内に維持するための一般的慣行となっている。そしてこの介入にあたっては、要するにそれが便利だからという理由にすぎないのであるが、世界中の貿易業者や銀行が広く使用している外貨を用いて行なっている。多くの国の通貨当局は、黒字の時に生じた為替操作用の外貨残高を準備資産として蓄積しておくのが有利であると認識するようになった。

14. かくて金に対する重要な補充物が準備通貨保有というかたちで発展してきた(付表Ⅰ、Ⅱ(一部記載)参照)。1954~63年の10年間に、約60億ドルの新産金が公的準備に流入し、約65億ドルが米国の保有金から他国の準備へと流出した。この間、ドルを主とする外貨保有は約80億ドル増加した。対外準備中の金・外貨比率は各国通貨当局の慣行によって異なるが、われわれグループ(スイスを含む)のうち非準備通貨国についていえば、準備総額のうち約40%がドルおよびその他外貨であり、グループ以外の諸国の場合は準備総額の約70%が外貨のかたちで保有されていた。

15. 現行制度にみられるもう一つの顕著かつ重要な特徴は、戦後における国際金融協力——IM

F、OECD、BIS、EECなどの国際機関を舞台にしたものだけでなく、もっと小規模ないし非公式のグループ間の協力をも含む——の発展である。この協力の中心的役割は、巨額の信用供与源および加盟国の義務に関する基本規定に基づいて、IMFが果たしている。加盟国相互間の貿易および投資が自由に伸びうるような体制を維持していくため、加盟国は通貨の交換性と為替相場の安定を維持する義務を負っている。もっとも、基礎的不均衡が存する場合には、平価を調整して新しい安定相場を採用することが禁止されているわけではない。IMFの供与する信用は、ある国が赤字に陥った場合に「国内的または国際的な繁栄を破壊するような措置に訴えることなしに」(IMF協定第1条)上述の義務を履行できるようにするために考え出されたものである。

16. 現行制度の機能に占めるIMFの重要性にかんがみ、ここでIMFの目的、運営の原則、および手続きにつきその概略をふり返ってみることは有益であろう。

- (a) 上述のごとくIMFは、その協定に基づき、
- (i) 為替相場および為替取決めの面における国際的な行動規範、および(ii)加盟国がこの規範を遵守するのを助け、かつ国際収支不均衡の期間を短縮しその度合いを軽減するため、短・中期信用のかたちで加盟国が利用しうる資金の中央プール、の両機能をあわせ備えている。
- (b) 加盟102か国は、それぞれの貿易量、国民所得、国際収支状況などを参考として決められた「割当額」をもっている。この割当額は、(i)各加盟国の出資額を定め、(ii)その借入限度額を定め、(iii)その投票権を算定する基準になる、という三つの役割を果たしている。
- (c) 割当額のうち、通常25%は金で、75%は各加盟国の通貨で払込まれる。加盟国は、IMFに対する本国通貨の追加払込と引替えに他国通貨を買入れるというかたちで、IMFから「引出し」を行なう。金で出資する25%分に相当する額(「ゴールド・トランシュ」“gold tranche”)

までは、加盟国は事実上随意に他国通貨を買入れることができる。これと反対方向の取引、すなわち、ある加盟国の通貨が他の加盟国によって引き出された場合には、引き出された国の対IMFポジションが改善されることになる。かかる引出しによってIMFの当該国通貨保有高が割当額の75%という当初の線を下回ることとなる場合は、当該国が事実上随意に引き出しうる権利はその下回っている分だけ拡大する。この分は時に「スーパー・ゴールド・トランシュ」(“super gold tranche”)あるいは「IMFにおける純債権者ポジション」(“net creditor position in the Fund”)と呼ばれることがある。IMFから事実上随意に引き出しうる権利は準備資産としての性質を多分に備えており、一部の加盟国がこれを本国準備に算入しているほか、現にIMF自体もその統計上これを加盟国の準備総額に算入している。

- (d) 加盟国が「クレジット・トランシュ」(“credit tranches”)として引出しうる金額は通常当該国の割当額に等しく、その引出しはIMFの政策に従ってのみ認められる。「クレジット・トランシュ」の引出しは引出額が増大するに従って引出条件がきびしくなるが、加盟国は、IMFが定める一定の条件をあらかじめ受入れる約束をすることにより、一定期間、一定額までIMF資金の利用を確保する「スタンドバイ取決め」を結ぶことができる。引出しはすべて引出国の対外ポジションが許すかぎり可及的すみやかに返済されなければならない、いかなる場合でも最長3~5年以内に返済されなければならないというのがIMFの原則となっている。
- (e) いかなる時点をとってみても、IMF保有の通貨のうち引出しに適する通貨は限られている。その他の通貨が相対的にみて引出しに適さないのは、当該国の準備が低水準にあるか、あるいはその国際収支が一時的に、あるいは低開発国の場合によくあるように、長期にわたって悪化しているためである。

(f) 1961～62年の一般借入取決めに基づき、われわれ10か国はIMFに対しそれぞれの通貨で総額60億ドルまで資金を貸し付ける旨の約束をとりかわした。これは、国際通貨制度の崩壊を予防しあるいはこれに対処するため、同取決め参加国に対するIMFの貸出能力を強化することを目的とするものである。

(g) 加盟国のIMFに対する債権あるいは債務は、IMF協定あるいは一般借入取決めのなかの資産の価値維持に関する条項に従い、すべて不変的金価値で表示される。

17. IMFの設立以来、加盟国は総額75億ドルを引出し、うち58億ドルが買戻されている。引出国は多数に上り、10か国グループのうちでは8か国がこれに含まれている。またグループのうち3か国が現在スタンプ取決めを結んでいる。当初10年間は引出しがほとんど米ドルで行なわれたため米国のスーパー・ゴールド・トランシュが増大したが、近年は米国国際収支の赤字を背景に、引出し対象は主として欧州諸国、日本、カナダの通貨に移行している。しかし買戻しは引き続き主として米ドルで行なわれ、これが米国の赤字を一部まかなうのに役立った。以上のような二つの動きの結果、1958年末には米国の純債権者ポジション(スーパー・ゴールド・トランシュ)が約13億ドルであったのが、現在では10か国中米国以外の国々の純債権者ポジションが約11億ドルとなっており、米国とこれら諸国の地位が逆転している。このように近年IMFポジションが債権者ポジションに転じた多くの国は、上述のように、IMFにおける各国のゴールド・トランシュおよび債権者ポジションを自国の対外準備資産の一部とみなしうるという点に注目している。事実、最近米国以外の国でもこのように以前に蓄積したIMFに対する債権を利用して新たに生じた国際収支赤字をまかなった例がある。

18. 信用供与の源泉はIMFに限られているわけではない。EPUの清算(すなわちEMAへの移行)の後、中央銀行間の支援操作(support opera-

tion)はより重要な役割を果たしている。たとえば1961年と63年のバーゼル協定、米国と他の10か国グループ諸国との間のスワップ取決めなどがそれである。またIMF自体の資金も1959年の一律50%増資によって拡大され、さらに1961から62年にかけて成立した一般借入取決めによっても強化されている。この一般借入取決めの成立が本10か国グループを生むきっかけとなったのである。

19. 本報告は公的流動性を中心として書かれているが、民間の流動性もまた国際通貨制度および公的流動性にとって重要な意味をもっている。外貨による貿易業者間の信用および貿易業者の外貨運転資金は、民間貿易業者および投資家の日々の取引にとって不可欠なものであり、また商業銀行が運転資金として保有する外貨も、多くの国の銀行制度上公的準備と並ぶ第二線準備資産としての役割を果たしている。民間流動性と公的流動性の間に生ずる一時的な資金移動は、均衡をもたらすこともあれば不均衡をもたらすこともあろうが、長期的にみて民間流動性需要がどの程度増加するかということも公的流動性需要とあわせて考慮しておかなければならない。

20. 付表Ⅱによれば、1954～63年の10年間に、10か国グループおよびスイスの金準備は約47億ドル、外貨準備は50億ドル以上それぞれ増加し、他方、IMFとの取引などによるその他準備資産が約25億ドル増加している。さらにこれら11か国グループは、IMFにおける通常の短・中期信用とは別に、スワップおよびIMFスタンプのかたちでかなりの未使用短期信用(約36億ドル・訳注1963年末現在)を保有している。

21. これに関連して注意すべきことは、通貨当局が国際収支変動をファイナンスするために相互に供与しあう信用は通常グロスの準備資産総額を増加させるという点である。

22. 以上を要するに、一国の流動性はもはや単に金および準備通貨残高のかたちでの準備(第一線準備)の大きさだけでは測定できない。通貨当局が為替操作の通貨の保有残高を補てんする必

要があれば、今やその方法はいくつもある。かくて第一線準備は、スペクトルのように広がったその他の資金源および信用によって補完されているのである(付表Ⅱ参照)。そのスペクトルの一方の端には、金外貨とあまり変わらない流動性を持ちしかも無条件に利用可能な「その他準備」があり、他方の端には、それを利用するためにその都度折衝を必要とする信用がある。後者には、借入国が赤字是正のため効果的な調整を行なうことを国際機関が確認してはじめて利用可能となる信用が含まれる。

第3章 現行制度の評価および将来の発展方向

23. 現在なお多数の国がインフレ圧力に直面しあるいは遊休資源をかかえているとはいえ、これまで発展してきた現行制度は、経済の成長および変遷に対して優れた適応性を示し、戦後の著しい経済発展を促進し、また政治的緊張などにもよく耐えてきた。かかる状況において、ブレトンウッズ会議から20年を経過した今日、将来の流動性の所要量と性格が大きな変革を必要としているかどうかを再検討することは賢明であろう。

24. われわれは、大臣・総裁が1963年10月2日付コミュニケで表明した見解、すなわち「現行制度が供与している流動性総量は、現状においては国際決済制度の安定に対して起こりうる脅威に十分対処しうるであろう」という見解を修正する必要はないと考える。流動性需要量を測定することのできる満足な公式はないと思われるが、この問題について意見を述べることはできる。まずある特定国の国際流動性が不足しているからといって、直ちに全体としての流動性が不足しているということにはならない。他方、全体としての流動性が不足していれば、各国が対外準備の防衛あるいは回復のための対策をとる結果、極端な場合には世界的デフレが進展し、あるいは貿易・支払制限が行なわれるということもありうる。流動性の総需要量は、おそらくは世界貿易および資本移動

の増大、国際収支不均衡の規模およびその継続期間——かかる不均衡是正のための調整政策の効果を考慮に入れた上での期間——などの要因となんらかの関連をもっているであろう。さらにこの総需要量は、対外準備の最低水準ないし希望水準についての心理的態度、また対外準備の移動ならびに信用の利用に対する心理的態度いかにによっても影響される。将来の国際収支不均衡が戦後のこれまでの時期よりもいっそう長期化しかつより対処しにくいものになるだろうという確固たる証拠はないように思われるが、經常および資本取引の増大に伴って国際収支変動幅が若干拡大することは考えられる。さらに成長、雇用、物価安定といった国内目的、あるいは国際的な政治、金融、経済上の責任に対する顧慮が、時として国際収支変動幅を大きくするかもしれない。

25. 将来の流動性供給に関して、われわれは次の諸点につき大筋において合意に達した。

(a) 金は引き続き最終的な対外準備資産および平価の共通尺度としての役割を果たすであろう。しかし最近の動きからみて、世界の金生産が引き続き増加し、また金プール取決めなどの成功により新産金のうちかなりの部分を公的準備に組み入れることは期待できるとしても、新産金だけで将来の流動性需要のすべてを満たすことは期待しえない。

(b) 過去10年間ににおいては、ドル保有の増加が国際流動性の拡大に果たした役割は金のそれよりもいくぶん大きかった。しかし今や米国の国際収支赤字は縮小しつつあると思われるので、これまでのようにドル保有の増加によって国際流動性が引き続き増大することは、期待できないのではないかと思われる。

(c) 近い将来に他の通貨が準備通貨としての機能を果たすようになることは考えられず、またかりにそういうことが起こったとしても、現状では、現行制度を強化するどころかかえって問題をひき起こすことになるかもしれない。

(d) 早晩なんらかの新たな国際的準備資産の必

要性が感じられる時がくるかもしれない。そこでわれわれは、かかる資産の創出および使用に伴う問題、新しい準備資産の形態、さらにはそれに関連した機構面の問題について検討することは時宜をえたものとする。

(e) 信用——IMFを通ずる信用および双務的信用の双方を含む——は、今後も引き続き不均衡をファイナンスするに際して不可欠の役割を果たすであろう。とくに中期信用について、IMFは重要かつ独特の機能を果たしており、今後とも中心的役割を果たすべきである。

(f) 最近発展をみているスワップおよび特別の(ad hoc)支援操作のような双務的信用は、緊張が発生した時期に為替市場における国際決済の正常な秩序を維持するのに効果的であった。これらは適当な「多角的サーベイランス」(35～37節参照)の機構の下で、短期的目的のために引き続き重要な役割を果たすべきである。

(g) 増大する流動性需要を満たすための唯一、独特の方式というものはない。過去の経験によれば、その時々によって各国が金、準備通貨および信用のそれぞれに依存する大ききおよびその割合は異なっていた。これら3要素の相対的重要性は過去におけると同様、通貨制度の進展につれ時代とともに変わるであろうが、いずれにしても、第一線準備、その他準備および信用の組合せによって将来の流動性需要を満たすことに変わりはない。保有者の立場からすれば、これらの流動性要素は状況次第でかなりの程度まで相互に代替可能である。通貨当局が供与した信用が債務者によって使用された場合には、常にその過程でなんらかのかたちの準備資産が創出されたことになるのである。

(h) 各国の経済・金融面での相互依存関係が深まっていることを考えれば、各国は現存の協議のための機構(consultative machinery)——それがIMFを通ずるものであれ、OECDの各種機構によるものであれ、またBISその他によるものであれ——を十分に利用すべきであ

り、また必要ならばいつでも関係国際機関相互間の協調をさらに密接なものにしていくべきである。個々の国において要請される対外調整の過程を攪乱せずに、しかも一時的な収支不均衡をまかなうための流動性を十分に供給することが必要である以上、黒字あるいは赤字をファイナンスするための種々の方法について多角的見地から検討・評価を加えることが望ましい。現存の国際協議のための機構を通じて行なわれるかかる「多角的サーベイランス」は、近年進展をみている国際通貨協力の取決めに強化することになるであろう。国際通貨問題に対するこのような共同的解決の努力が進展したことは、まさに現在における国際通貨制度の発展局面を最も明らかに特徴づけているものといえよう。

26. われわれに課された問題の複雑さからすれば、国際通貨制度の長期的改善強化のためにはまず何を研究しあるいは何を行なうべきかということについて、多くの見解が表明されたことは驚くにあたらない。何人かの代理は、変革・改善が望ましいのは主として現行金を為替本位制の下での保有準備(owned reserve)の面についてであると考えた。彼らは現行制度に依拠することは準備通貨保有額の継続的増加に頼るということを意味するのではないかと述べ、さらに準備の創出が国際通貨制度全体としての必要性よりはむしろ準備通貨国の国際収支赤字に依存していることから生ずる不利益を強調した。これに対し、他の代理は、現行制度のこれまでの実績とその柔軟性を基礎とすることが何よりも望ましい旨強調した。彼らは、今後準備通貨が国際流動性の増大に果たす役割はこれまでに比べて小さくなるであろうと述べ、今後は主として現行制度中の国際信用の強化およびIMFなどを通じて公的信用が供与される際に創出される準備資産の増加に依存すべきであると考えた。

27. このように将来の国際流動性需要に十分対処するためにはいかなる方法が最適かという点に関しては見解の相違がみられたが、それにもかかわらずわれわれは、当面の実際上の問題および国

際通貨制度の発展に伴いさらに研究を要する点については意見一致をみた。

28. われわれは次の三つの主要方向について合意した。すなわち、(1)黒字および赤字をファイナンスする手段に関する多角的サーベイランスを通じて国際通貨制度を強化すること、(2)きたるべき5年ごとのIMF割当額再検討の際に、一般増資によりIMF信用供与力の増大をはかることおよび明らかに他との均衡を失っている国の割当額について相対的調整を行なうことを支持すること、および(3)長期的にみて、新しいかたちの準備資産により現行制度を補完することは有利であるかどうか、いかなる方法によれば有利になるか、そしていかなる条件の下で有利になるか、について検討することがそれである。

29. 以下本報告は、上記の問題およびその他意見の一致をみた問題に関する実際の勧告、ならびにさらに綿密に検討すべき問題に関する取決めについて述べることとする。

第4章 結論および勧告

30. われわれの勧告は、以下の諸点に関するものである。

A——金の通貨的使用

B——双務的信用および流動性創出についての多角的サーベイランス

C——準備資産拡大の必要性

D——国際短期信用

E——長期貸付

F——国際通貨基金

A 金の通貨的使用

31. われわれは、本報告の冒頭に引用した大臣・総裁の「固定為替相場制と現行金価格とを基礎とする現行通貨制度の基本構造が現在および将来の取決めの基礎となる価値をもっている」という声明にてらして、世界の金生産の状況および金を通貨として使用する問題を検討した。貨幣用金の将来の供給量を予測することは危険ではあるが、新規に供給される金の公的準備への組入れだ

けでは将来の流動性需要を完全に充足することは事実上できないであろう。

32. 通貨目的のための金の使用に関連して、いくつかの中央銀行が国際金市場における金の売買について、ロンドンを通じて協調の実をあげているのは喜ばしいことである。1963年中の金の公的準備への組入れが顕著な増加を示したのは、一つには、かかる協調の成果でもあった。

33. われわれは主要国が、状況に応じあらゆる実際的な努力を払って金に対する投機を抑制し、産業用を除く世界の新規の金供給をできるだけ公的準備の増加に向けるよう努力すべきであると考え。この原則は、金の使用および金の取引に関する国内的な諸制度を検討するにあたって十分に考慮されるべきである。

34. さらに、通貨当局の保有する金はいつでも国際決済にあてうる状態におかれるべきである。この点に関し、金と国内通貨供給を結びつける法制ないし慣行によって、国際通貨制度上の金の役割を妨げないことが重要である。

B 双務的信用および流動性創出についての多角的サーベイランス

35. 対外準備を補完する各種の新しい信用供与技術の近年における発達(この点については本報告の後の部分でさらに詳しく検討する)は、国際通貨協力を著しく発展させ、国際決済機構の働きについての理解を深めることとなった。かくして、国際収支の短期的困難に対処するための相互支援操作(reciprocal support operations)に参加している中央銀行は、B I Sを通じ、かかる操作についての情報および見解を定期的かつ秘密裡に交換するという方式を発展させてきた。同様に、OECDの各種部会とくに第3作業部会は、国の政策形成に直接関与する各国当局者が参加各国の国際収支ポジション、不均衡調整策および不均衡をファイナンスする方法を時折検討するための場を提供してきた。またIMFが、同協定上の「8条国」——すなわち交換可能通貨国——と年次協議(consultations)を行なうという措置も、国際

協力体制の強化に役立ってきた。

36. かかる協議と協力の技術の発展過程において、参加国は、これらを通じて得られる大きな利点ばかりでなく、そこになお努力の余地が残されていることをも認識するに至った。参加国は、これまで行なってきた情報交換および相互援助操作の経験から、これらが今後も引き続き継続されかつ強化されるべきであるとの結論に到達した。国際通貨制度の多角的な性格を強化する方向に向かってすでに第一歩が踏み出されたが、参加国は、かかる第一歩が国際収支の黒字・赤字をファイナンスするために利用されあるいは創出される国際流動性(公的、私的のいかなを問わない)の種々の要素を多角的サーベイランスによる検討(review)と評価(appraisal)に付すことにより、いっそう発展させられるべきであると感じている。その目的は、取決め参加国の通貨当局に対し、大勢についてのより包括的なより新しい展望を与え、国際通貨面における政策協力を強化するためのよりよい基盤を提供することであろう。

37. したがってわれわれは、グループのすべての国が、自国の対外勘定の黒字または赤字をファイナンスするために用いた手段に関する統計資料をB I Sに提出すべきことを提案する。B I Sはこれらの統計資料をとりまとめ秘密裡にすべての参加国およびOECD第3作業部会に提供するものとする。また、中央銀行総裁が望ましいと考える詳しさと様式による補足的資料もあわせて報告するものとする。グループ内の各国間で信用供与を新たに行ないまたは既往のものを拡大する場合は、かかる信用取決めの弾力的運営の必要性を十分考慮したうえ、できるだけ初期の段階においてグループの中央銀行総裁の間で情報交換を行なうこととする。かかる資料およびその他の情報によって大勢を察することができ、OECD第3作業部会における十分な意見の交換が可能となろう。このことは、当面のまたは予想される国際収支不均衡をファイナンスする手段の過不足を避け、同時に経済全般の展望にしたがってそれぞれの国に

とって適切な方策を論議することを目的として、各種の流動性創出要因の多角的サーベイランスのための基礎を提供するであろう。

C 準備資産拡大の必要性

38. 現在の金および通貨残高の新規増加という問題とは別に、われわれは、長期的観点から将来生ずるかもしれない準備資産拡大の必要に対処するための種々の方策について討議した。これに関連して対外準備の構成比率についても、参加国の慣行を徐々に一致させていく方向でこれを検討してはとの意見もあったが、これについては十分に討議されなかった。

39. われわれの討議は主として二つのタイプの提案について行なわれた。一つは、グループ参加国間の協定により、新しい準備資産を導入しようというもので、この準備資産は全体的な対外準備需要についての判断に基づいて創出されるというものである。いま一つの提案は、ゴールド・トランシュもしくはこれに類似のIMF引出権を国際的な資産の一形式として受入れることを骨子とするものであって、その量は、必要とあれば各国によって同意された需要量にあわせて拡大されるというものである。

40. この種の提案は、準備創出を目ざしている点で共通しているが、それが現行制度の発展過程と相いれるか、国際通貨制度の安定性強化に貢献するか、正当な流動性需要を随時満たす能力があるか、対外準備の量を個々の国の不足に適応させるのではなく世界の必要総量に適応させることができるか、これらの提案により創出される債権が準備資産として受入れられるかまた健全なものか、グループとグループ外諸国との関係に対する影響はどうか、創出された準備の量および配分をコントロールする機構をどうするか、全世界的アプローチよりもグループ的アプローチの方が望ましいかどうか、といった点についての複雑な問題を含んでいる。

41. われわれのこれまでの会合では、以上のような問題の詳細について検討することはできな

った。これらの提案については、その細目がより完全に説明されその意味するところがさらに明確にされたうえでなければ、いかなる判断も下しえないであろう。したがって、われわれは「準備資産創出についての研究グループ」を設立することにした。この研究グループは、IMFその他の国際機関と適宜協議しつつ、種々の提案を評価するために必要な諸要素を集め、われわれ代理に対し報告を行なうことになっている。かかる研究が長期的観点からなされるものであること、およびその研究に着手することを決定したからといって参加国がその結果になら拘束されるものではないことは、当然である。

42. 現在および近い将来において金および準備通貨の供給が十分であることを考えれば、新たな準備資産の導入について今直ちに決定を下す必要はない。したがってこの研究もそれほど性急に行なう必要はない。しかし、われわれは、将来における対外準備の供給についていまだ確たる見通しがないことを認識し、かかる研究が時宜を得たものであり、遅滞なく実施さるべきであるということに意見の一致をみた。

D 国際短期信用

43. 公的な短期の双務的信用が、国際通貨・信用制度の機能上有用であることは明らかである。

——スワップおよびスタンドバイ・スワップ取決め網は、主として短期の変動を相殺するためのものである。それは、元来互惠的なものであり、当事国の双方に対して利益を与えるものである。

——バーゼルにおいて時折取決められたような特別の支援操作も同様に、特別の状況下における大量の資金移動を阻止するのに効果的である。

このように中央銀行間に密接な協力が存在することを明らかにすること自体、投機的な動きを阻止するのに効果的である。これらは、その非公式性、迅速性および弾力性のゆえに、とくに国際収支への突然の圧力に対する第1線の——かつ短期

の——防衛手段として適している。過去数年にわたって、これらの手段は投機のおよび危機的状況に対処するための大量の資金を短期のうちに動員することに成功した。このため民間短期資本の攪乱的な動きが公的準備に与える脅威は大幅に取り除かれた。かかる中央銀行間の支援操作は、投機的資金移動その他の資金移動——関係国の需要関係や物価状況から生じたものではなく、また逆にそれらに大きな影響を与えるものでもなく、したがって本来反転可能な資金移動——に対処するのにとくに適しているように思われる。われわれは、これらの手段が必要ときに遅滞なく資金を供給しうよう十分弾力的でなければならないということについて意見の一致をみたが、しかし同時に、前記Bで提案したような、情報交換およびこれらの活動を検討するための取決めも必要であると考える。

44. われわれはまた、米国によって開発された特別債券すなわち、しばしば債権国通貨建てで表示され、債権国の必要に応じ償還される債券についても検討を加えた。この種の債券を保有国間でより広く利用する可能性の問題をはじめとして、この種のファイナンスの方法と他のタイプの信用のアベイラビリティとの関係、債権国の資産中における中期債の補完的準備資産としての役割、この種の債券の適切な期間などの問題を前記Bで提案した協議機構内で検討する機会があるかもしれない。

45. われわれは主として、公的源泉による信用を問題としたが、民間信用の分野における最近のある種の諸傾向を看過したわけではない。主要国の対外交換性回復以来全般的に民間資本ないし銀行の資金の量が増大しその浮動性が大きくなってきている。国際貿易および決済のいっそうの発展のために民間信用の量の増大が不可欠であることおよび国内、国際双方の金融市場と資本市場の育成措置が望ましいことは当然のことである。しかしながら、民間資金の動きは攪乱的な性格をもつことが多く、このため、それが国際通貨制度を歪

めたりすることのないように、またできればそれを均衡的な方向に向かわせるように、各種の政策手段を進展させ、国際金融協力により特別の防壁をうちたてることが必要となってきた。民間資金の分野でとくに著しい発展をみたのは、いわゆるユーロ・カレンシー市場である。同市場は、流動的資金が国際的に貸し手から借り手へと流れるのを助け、時として諸国の準備変動を相殺する効果をもったかもしれない。他方、基礎収支が赤字である状況においてかかる資金を余りに大量に借り入れることは、対外準備への圧迫を取り除く結果事態の悪化を隠蔽し、調整への自律作用をはばみ、対外均衡回復のための適切な措置がとられるのを遅らせるかもしれない。

46. 公的措置による影響のもとで生じる商業銀行の外国短期信用への依存は、場合によって有益であるかもしれない。しかしながら、これは、通貨当局が利用しうる国際流動性に対する需要を小さくする目的で一般的に用いられてはならない。いずれにしても、グループ各国は、前記Bで提案した協議機構により、自国に関する民間資金移動の規模と性格について、それもとくに公的措置により影響を与えることができるものについて、實際上可能な範囲で相互に通報し合うことが望ましいであろう。

E 通貨的目的のための長期貸付

47. 主要国間における短期および中期の信用については、双務的なものもIMFを通じるものもともに、きわめて効果的な手段が発達してきているが、これら諸国間における通貨的目的のための長期の貸付はこれまでのところほとんど行なわれていない。それは、国際収支上の困難を克服するために信用を必要とする国が——国際的均衡および安定のため——然るべき短期間内にその困難を克服するよう期待されているという事実を反映するものである。しかしながら一部の代理は、10か国グループ参加国の間での通貨的目的のための長期貸付が一般的利益となるような例外的なケース——たとえば、準備保有の少ない国へ対外準備を

一時移転することにより、その国が長期間にわたり徐々に国際収支黒字を出すというかたちで恒久的な対外準備の充実を可能にする場合——があるかもしれないことを示唆した。

48. 通貨的目的のための長期貸付に関する一般的な取決めは、現存する不均衡の調整への圧力を不当に弱めるおそれがあるので、行なうべきではないというのがわれわれの一致した考えである。例外的な場合については、必要の都度 (ad hoc) 具体的な事例を共同審査した上で扱うことができよう。一部の代理は、そのような場合にはグループの数か国が共同の貸し手として行動することとし、さらにもしグループの同意がえられれば、貸し手のうちのある国がその後対外準備の深刻な減少に見舞われたときには、その保有債権を、IMFを通じあるいは通じないで、その時に対外準備ポジションの強い国が引受けるという共同的な了解取決めを行なうこととしてはどうかと示唆した。グループ内でのこうした協議および共同審査は、かかる貸付に伴う危険を減少させるとともに、貸付そのものの流動性を高めるであろう。同時にそれは、グループ内の赤字国と黒字国との間の調整過程がかかる貸付によって弱められることのないように保証するであろう。

F 国際通貨基金

49. IMF理事会による割当額の5年ごとの再検討は1965年に予定されている。IMFの資金は、割当額の一般的増額すなわち全加盟国一律の増資、一部の加盟国についての選択的増資、あるいはこの両者の組み合わせによって拡大することができる。またこの場合、一般借入取決めの増枠を同時に行なうこともできる。これらの点についての決定はIMFの権限に属することであるが、われわれは、通貨制度におけるIMFの重要な地位および一般借入取決めのもとの10か国の特別の義務にかんがみ、IMFへの追加的資金供与が必要であるとすればその規模、時期および方式についてグループ内各国がいかなる態度をとるかを十分検討するのが適当であると考えた。

50. われわれの討議において提起された問題は以下のとおりである。

- 現状ないし予測しうる状況におけるIMF割当額の妥当性
- 近年における10か国およびその他の加盟国のIMF信用利用実績
- 加盟国間の割当額の大きさの不均衡
- 新規出資の25%の金による払込
- 割当額の一般的増額、選択的増額、あるいは一般借入取決め拡大の得失比較
- 上記のIMFの流動性に対する効果

51. 適切な信用手段、なかんずくIMFを通ずる信用は、国際収支調整過程を助けつつ国際収支不均衡を切り抜けさせることにより国際通貨制度を強化する要素となっているというのがわれわれの一致した考えである。今後のIMFへの資金供与——それは世界経済の成長に資するに違いない——のために、グループの大臣・総裁は、IMF資金の妥当性についての次回の定期再検討の際適度の一般的増資を支持してもよいであろうとわれわれは示唆するものである。われわれはまた、個々の国の割当額について選択的調整を必要とすることもあるかもしれないと考える。

52. われわれはIMFの金の現状を検討した。IMFは出資払込み、買戻し、および手数料受入れにより発足以来42億ドルの金を受入れた。IMFが通貨補充に使用した金は11億ドルであって、うち5億ドルは1961年に使用された。残り31億ドルのうち8億ドルは投資に向けられ、結局現在のIMF金保有高は23億ドルである。

53. 割当額の一部を金で払込むことには次のような機能がある。

- (a) IMFに対し、その活動に必要な通貨を必要なときに買入れるための流動資産を提供す

ること

- (b) IMFの政策により加盟国が事実上随意に引き出すことのできる当初の枠を示すこと
- (c) 場合によっては、加盟国が不当に大きな割当額を要求する傾向を抑制すること

54. IMFへの金の払込みにより加盟国の金準備額は減少するが、その金払込みによってえられるゴールド・トランシュ引出権をその国の対外準備に算入するならば、その国の全体としての対外準備ポジションは変わらないということができよう。しかしながら、非準備通貨国が準備通貨国から金を取得してIMFに払込むとすれば準備センターの金保有高を減少させるおそれがあり、したがって世界の総準備高を減少させる可能性がある。かかる点を考慮すれば、金払込みという確立した原則を維持することについて意見の一致をみているとはいえ、次回の割当額定期再検討に際しては、各国の対外準備からIMFへの金の移転に伴う衝撃、とくに準備通貨国に対する衝撃を最小限にする方法について注意が払われるべきである。

55. すでに触れた一般借入取決めは1966年10月に失効する。本取決めの更新ないし改訂に関する決定は1965年10月以前に行なわれなければならない。この更新ないし改訂の決定は、いうまでもなく、今後同意をみるかもしれないIMF割当額の一般的あるいは選択的増額に関連をもつであろう。したがってわれわれは次のように勧告する。すなわち、この問題は、IMFが割当額について行なう決定とにらみあわせて今後数か月内に検討されるべきであり、またこの問題についての大臣・総裁に対する報告は、1965年10月よりもかなり前になされるべきであろう。

(付表の一部、Ⅱの第1表)

公的な準備および信用¹

1953年12月末—1963年12月末

(単位・10億米ドル相当額)

	対 外 準 備									信 用							金外貨 をのぞく 合計 (9)+(17)	総合計 (9)+(17)	
	金および外貨			そ の 他					対外準 備合計 (3)+(8)	自 動 的 な も の				折衝を要するもの					信用 合計 (13)+(16)
	金 (1)	外貨 (2)	小計 (1)+(2) (3)	ゴールド・ トランシュ ④ (4)	米 国 特 別 債 ⑤ (5)	ス ワ ップ 信 用 供 与 額 ⑥ (6)	そ の 他 ⑦ (7)	小計 (4)~(7) (8)		ス ワ ップ 未 実 行 額 ⑧ (10)	ス タ ン ド バ イ ⑪ (11)	そ の 他 の ク レ ジ ット ・ ラ イ ン ⑫ (12)	小計 (10)~ (12) (13)	そ の 他 の IMF ト ラン シュ ⑭ (14)	潜 在 的 ク レ ジ ット ・ ラ イ ン ⑮ (15)	小計 (14)+(15) (16)			
8か国および スイス																			
1953	5.49	5.05	10.54	0.26	0	0	n.a.	0.26	10.80	0	0	0	1.48		1.48	1.48	1.74	12.28	
1963	16.44	10.13	26.57	1.80	0.66	0.24	n.a.	2.70	29.27	1.03	0	1.03	3.74		3.74	4.77	7.47	34.04	
増 減	+10.95	+5.08	+16.03	+1.54	+0.66	+0.24	n.a.	+2.44	+18.47	+1.03	0	+1.03	+2.26		+2.26	+3.29	+5.73	+21.76	
10か国および スイス																			
1953	29.85	5.33	35.18	1.75	0	0	n.a.	1.75	36.93	0	0	0	5.53		5.53	5.53	7.28	42.46	
1963	34.52	10.51	45.03	3.33	0.66	0.29	n.a.	4.28	49.31	3.11	0.51	3.62	9.30		9.30	12.92	17.20	62.23	
増 減	+4.67	+5.18	+9.85	+1.58	+0.66	+0.29	n.a.	+2.53	+12.38	+3.11	+0.51	+3.62	+3.77		+3.77	+7.39	+9.92	+19.77	
その他諸国																			
1953	4.47	11.78	16.25	0.14	0	0	n.a.	0.14	16.39	0	0	0	1.61		1.61	1.61	1.75	18.00	
1963	5.68	14.56	20.24	0.61	0.05	0	n.a.	0.66	20.90	0.05	0	0.05	4.18		4.18	4.23	4.89	25.13	
増 減	+1.21	+2.78	+3.99	+0.47	+0.05	0	n.a.	+0.52	+4.51	+0.05	0	+0.05	+2.57		+2.57	+2.62	+3.14	+7.13	
世界合計																			
1953	34.32	17.11	51.43	1.89	0	0	n.a.	1.89	53.32	0	0	0	7.14		7.14	7.14	9.03	60.46	
1963	40.20	25.07	65.27	3.94	0.71	0.29	n.a.	4.94	70.21	3.16	0.51	3.67	13.48		13.48	17.15	22.09	87.36	
増 減	+5.88	+7.96	+13.84	+2.05	+0.71	+0.29	n.a.	+3.05	+16.89	+3.16	+0.51	+3.67	+6.34		+6.34	+10.01	+13.06	+26.90	

1 その他準備および信用の計数は不完全であり、一部は推定。

2 スーパー・ゴールド・トランシュを含む。

3 ゴールド・トランシュ部分含まず。

4 条件付きスタンバイを含む。

n.a. 計数不詳。

付表の注

カッコ内は欄の番号。

(1) 金： IFSによる。

(2) 外貨： IFSによる。

(3) (1)+(2)の小計： 金・外貨準備(第一線準備)を示す。

(4) ゴールド・トランシュ(スーパー・ゴールド・トランシュを含む)： IFSによる。

(5) 米国特別債： 米国政府発行外貨建またはドル建非市場債。償還期限は1年以上、ただし債権者は短期債への転換を請求できる。

(6) スワップ信用供与額： 相互スワップ取決めににより相手国が引出(draw upon)した額、これは引出された国にとっては資産となる。スワップが実行(activate)され、その部分が外貨の形態で保有されているときには、「外貨」の項に計上されている。各表に含まれるスワップ関係計数の合計は、それがスワップ取決めの両当事国を含む場合には、一方の当事国にとって利用可能なスワップ取決め額の常に2倍になることになる。

(7) その他： 先物買予約その他入手の予定されている外貨、動員可能な長期債券その他通貨当局が取得した対外資産(たとえば世銀債など)その他を含む。

(9) 対外準備合計： 第一線準備とその他の準備との合計。一部の国が米国特別債を外貨準備として扱っているため若干重複計算

のおそれがあり、合計は統計的に正確でないかもしれない。このことは、(8)、(18)、および(19)の各欄についても同様。

(10) スワップ未実行額： スワップ取決めに基づくスタンバイ信用の金額のうち、外貨の相互取得という意味での実行がまだ行なわれていない額。

(11) IMFスタンバイ： もはや政策についての審査なしに引出すことのできるスタンバイを含む。1963年12月31日現在、この種のスタンバイは1件。

(12) その他のクレジット・ライン： 現在あるいは将来存在するかもしれない、双務的またはその他の自動的なクレジット・ラインがここに含まれる。

(14) その他のIMFトランシュ： この欄の金額(と(11)欄の金額との合計額)は各国の第1から第4までの4個のクレジット・トランシュのうちの未引出分を示す。クレジット・トランシュが全額引出されたときは、その国の通貨のIMF保有額は割当額の200%となる。

(15) 潜在的クレジット・ライン： 折衝により利用できるかもしれない上記以外の信用、または、政策についてのなんらかの審査という折衝のち利用できるかもしれない信用。

(18) その他準備および信用の合計： 金・外貨準備以外の全項目の合計。